

電子消費者契約及び電子承諾通知
に関する民法の特例に関する法律
逐条解説

経済産業省
商務情報政策局情報経済課
平成13年12月

[1] 第 1 条 (趣旨)	2
[2] 第 2 条第 1 項 (定義)	4
[3] 第 2 条第 2 項	7
[4] 第 2 条第 3 項	11
[5] 第 2 条第 4 項	12
[6] 第 3 条 (電子消費者契約に関する民法の特例)	16
[7] 第 4 条 (電子承諾通知に関する民法の特例)	23
[8] 附則第 1 条	28
[9] 附則第 2 条	29
[10] 附則第 3 条	30

[1] 第 1 条 (趣旨)

(趣旨)

第一条 この法律は、消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合及び隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合に関し民法（明治二十九年法律第八十九号）の特例を定めるものとする。

1 . 趣旨

本条は、本法の趣旨を定めた規定である。近年の電子商取引の拡大等に伴い、電子的な方法を用いた新たな契約締結の手法が増加してきている。これらの契約をめぐる紛争は、民法に規定する基本ルールによって法的に処理されることとなるが、そのみでは対応することが困難な諸問題が現在発生してきている。本法においては、電子商取引の簡便性・迅速性といったメリットを最大限生かすためにも、国際的な動向を踏まえつつ、消費者の操作ミスによる錯誤、隔地者間の契約の成立時期について、民法の原則を修正する新たな立法措置を講じており、本条においてそれを明らかにしている。

2 . 解釈

本法が定める民法の特例は、以下の 2 つの場合を対象としている。

(1) 「消費者が行う電子消費者契約の要素に特定の錯誤があった場合」

事業者・消費者間（以下、「B to C」という。）の電子商取引においては、消費者がパーソナル・コンピュータ（以下「パソコン」という。）に付属するマウスのクリックを誤るなどの操作ミスによって、意図しない契約の申込みを行うという、講学上の「表示上の錯誤」が発生しやすい状況にあり、実際に多数のトラブル事例が報告されている。

これらのトラブルは、事業者により契約申込前に申込内容の確認機会が提供されなかった等の場合に特に顕著に発生している。従来民法に基づく当事者間の責任分担は、この場合、判例の蓄積を待たねば明らかとはならない。しかしながら、それを待つのでは、急速な電子商取引市場の拡大の中で発生するリーガルリスクの予見可能性は担保されないため、事業者・消費者の双方から、新たなルールの整備を早急に行うべき、との要望がなされていた。

また国際的な越境取引を容易に行うことができる電子商取引においては、日本の事業者あるいは消費者が不利に扱われることの無いよう、諸外国のルール整備の状況を踏まえた制度設計を行う必要があるが、欧米では B to C の電子商取引においては、事業者が意思表示の内容の確認のための措置を講じていない場合に消費者が契約に拘束されない旨の立法が進められてい

る。

そこで B to C の電子商取引における消費者の操作ミスによる錯誤について、本法において民法の特例措置を定めることとした。

(2) 「隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合」

隔地者間の契約の成立時期について、民法は「承諾ノ通知ヲ発シタル時」と規定し、いわゆる発信主義を採用している（民法第526条第1項）が、それは、承諾の通知が相手方に到達するまで数日間を要した立法当時の郵便事情等を前提に規定されており、ほとんど瞬時に相手方に意思表示の通知が到達する電子的な方法を用いる電子商取引においては、ルールとして適切ではないのではないか、との指摘が度々なされていた。

実際、いわゆる事業者間（以下、「B to B」という。）の電子商取引においては、ほとんどの企業が約款で契約の成立時期について到達主義を採用している状況にある。

また、B to C の電子商取引においても、発信主義では承諾の通知の発信時点で契約が成立していると扱われ、消費者が非常に不安定な地位に立たされるので、到達主義を採用すべきである、との指摘がなされている。

そこで、電子商取引における契約の成立時期について、発信主義を到達主義へと転換させるべく、本法において民法の特例措置を定めることとした。

なお、当該措置は上記(1)における措置と異なり、B to C の電子商取引にのみ適用されるものではない。

[2] 第 2 条第 1 項 (定義)

(定義)

第二条 この法律において「電子消費者契約」とは、消費者と事業者との間で電磁的方法により電子計算機の映像面を介して締結される契約であって、事業者又はその委託を受けた者が当該映像面に表示する手続に従って消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによってその申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。

1 . 趣旨

本項は、本法第 3 条に規定する民法第 9 5 条ただし書の特例措置の対象となる電子消費者契約を定義する規定である。本法第 3 条は、B to C で電子的な方法を用いて締結された、いわゆる電子契約においては、消費者の操作ミスに起因した表示上の錯誤が生じやすいとの特性があることに対応した措置を講じるものである。このため、電子消費者契約を定義するに当たっては、その特性に即した要件を設定することとしている。

2 . 解釈

本法第 3 条の対象となる「電子消費者契約」とは、電子的な方法（本法では、第 2 条 3 項において、「電磁的方法」として定義されている。）により締結された、いわゆる電子契約のうち、消費者と事業者との間で、電子計算機の映像面を介して締結されるものであって、電子計算機を用いて送信される消費者の申込み又は承諾（以下「申込み等」という。）の意思表示が事業者又はその委託を受けた者（以下「事業者等」という。）が電子計算機の映像面に表示している手続に従って行われる契約である。

(1) 「消費者と事業者との間で電磁的方法により」

電磁的方法（本条第 3 項の解説参照）を用いて締結される、いわゆる電子契約のうち、B to C で締結される契約を対象としている。

B to C の電子商取引においては、消費者は、事業者が設定した電子計算機の映像面の表示上の手続に従って申込みをしなければならないなどの理由により、B to B の取引や電子的な方法によらないで契約を締結する場合に比べ意図しない申込み等を行いやすいという構造的な問題がある。他方、申込み等をするに当たっての操作ミスについては、事業者側が適切な確認措置を講ずることによってこれを容易に防ぐことができる。このような事業者と消費者の契約締結環境の相違に鑑みて、B to C の電子商取引について、本法において民法の特例措置を講じている。

なお、消費者及び事業者の意義については、消費者契約法における概念と同一である（本条第3項の解説参照）。

（2）「電子計算機の映像面を介して締結される契約であって、」

「電子計算機」とは、その内部にCPU（中央演算処理装置）を有している機器一般を指し、必ずしもパソコンに限られるものではない。例えば、携帯電話やコンビニエンスストアのキオスク端末等の専用端末も、これに含まれる。

「映像面を介して締結される契約」とは、電子計算機の映像面に表示される内容を相手方に送信して締結される契約一般を指し、必ずしもインターネット上のウェブ（World Wide Web）画面を通じて締結される契約に限られるものではない。例えば、電子メールの交換による契約やコンビニエンスストアのキオスク端末等の専用端末を用いて専用線を介して締結される契約もこれに含まれる。

（3）「事業者又はその委託を受けた者が」

「その委託を受けた者」とは、事業者から委託を受けて、契約の申込み等に使用するための電子計算機の映像面の表示を設定する者をいい、サイバーモールの管理者等がその典型例である。電子商取引においては、消費者が契約を締結する相手方である事業者以外の者が、事業者に代わって消費者に対して契約の申込み等に使用するための電子計算機の映像面の表示を提供することがあることに配慮して設けられた規定である。

（4）「当該映像面に表示する手続に従って」

本項で定義する電子消費者契約とは、事業者等が電子計算機の映像面に表示する手続に従って、消費者が申込み等を行うことによって締結される契約をいう。インターネットを利用して行われる契約等においては、電子計算機の映像面の表示のどこに契約の申込み等の内容を入力するのか、どこをクリックすれば申込み等として送信されるのか、といった意思表示のための手続を事業者等が設定しており、消費者は電子計算機の映像面に表示されたその手続に従って意思表示をしなければならないようになっているのが通常である。そのため、そのような契約においては、消費者が操作ミスによって自らが意図せずに、又は自らの意思と異なる表示行為をしてしまう蓋然性が高い。そこで、本法で民法の特例措置を定めることとしたのである。

したがって、消費者が、事業者等が設定した契約の申込み等に使用するための電子計算機の映像面の表示を利用せずに意思表示を行い契約が成立したような場合には本法は適用されない。例えば、消費者が事業者等の提供するウェブ上の情報を参考に商品の購入を決断し、申込みの内容を入力して一般的な電子メールの方法で送信することによって締結された契約は本法の対象とはならない。

(5)「消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによって」

本法は、電子計算機を用いて申込み等を行う契約を対象としている。これは、そのような契約については、電子計算機のキーボードやマウスといった機器の操作を介して意思表示が行われるため、書面や口頭によって意思表示を行う場合と比べて、操作ミスによって講学上の表示上の錯誤(書き間違い、言い間違い)が生じる蓋然性が定型的にはるかに高いと考えられるからである。すなわち、書面による場合であれば、意思表示を行うまでに、自らの錯誤に気付く時間的な余裕があり、また、口頭による場合であれば、容易に誤りに気付いて訂正することができるが、電子計算機を用いて送信することによって行う意思表示では、送信ボタンを押すという簡単な操作によって意思表示を行うことができ、かつ、それだけで意思表示は完結してしまうため、操作ミスに気付かずに、自らが意図せずに、又は自らの意思と異なる表示行為をしやすい。そこで、本法において民法の特例措置を定めることとしたものである。なお、「その使用する電子計算機」とは、消費者が意思表示を行うために使用した電子計算機のことをいうものであり、消費者が所有する電子計算機に限られるものではない。

(6)「その申込み又はその承諾の意思表示を行うものをいう。」

本法は、上記(5)のような手法を用いて、消費者が契約の申込み等の意思表示を行う契約を適用の対象としている。なお、インターネット取引においては、事業者等により電子計算機の映像面に表示されるのは、契約の申込みの誘因であって、消費者の意思表示は契約の申込みであると解するのが通常であろうが、今後の技術的進展等の可能性等も踏まえ、申込みの承諾の意思表示も適用の対象としている。

[3] 第 2 条第 2 項

2 この法律において「消費者」とは、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）をいい、「事業者」とは、法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。

1 . 趣旨

本項は、本法第 2 条及び第 3 条に規定する「事業者」及び「消費者」の定義を定める規定である。

2 . 解釈

本法における「事業者」及び「消費者」の概念は、消費者契約法第 2 条に規定する「事業者」及び「消費者」と同様のものである。（詳細は、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説 消費者契約法』（商事法務研究会）参照）

本法第 3 条に規定する民法第 9 5 条ただし書の特例措置において「消費者」と「事業者」とを区別する根拠は、電子契約の「契約締結環境の格差」であり、この格差は、「事業」が一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することに由来することから、この概念を定義に用いている。

（以下、参考資料）

経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説 消費者契約法』（商事法務研究会）
4 1 ~ 4 6 頁 抜粋

2 条文の解釈

(1) 「事業として又は事業のために契約の当事者となる」

本法で定義する「消費者」とは、「事業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる主体を意味し、「事業者」とは、「事業として又は事業のために」契約の当事者となる主体を意味する。

このうち、(3)・(4)に後述する「法人」および「その他の団体」については、これらの団体が当事者となって締結するすべての契約が「事業者」としてするものであると考えられる。

しかし、次の(2)に述べるように個人事業者については、「事業者」として「事業として又は事業のために」契約の当事者となる場合もあれば、「消費者」として「事業としてでもなく、事業のためにでもなく」契約の当事者となる場合もある。したがって、

本法においては個人事業者が「事業として又は事業のために」契約の当事者となる場合には「事業者」として取り扱うことが妥当である。

なお、ここに「事業として又は事業のために」とは、「契約の当事者となる主体『自らの』事業として、又は『自らの』事業のために」という意味である。

「事業」

「事業」とは、「一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行」であるが、営利の要素は必要でなく、営利の目的をもってなされるかどうかを問わない。また、公益・非公益を問わず反復継続して行われる同種の行為が含まれ、さらには「自由職業（専門的職業）」の概念も含まれるものと考えられる。

（略）

「事業として」と「事業のために」

「事業として」とは、同種の行為を反復継続して行うことをいう。高辻正己共編「法令用語辞典」によれば、「業とする」とは、「一定の行為の反復継続的遂行が『事業』としてされたかどうかについて判定が困難な場合が少なくないが、結局、社会通念上それが事業の遂行とみられる程度の社会的地位を形成するかどうかによって決定するほかない」とされている。

「業として」については、ある期間継続する意図をもって行われたものであれば、最初の行為も業として行われたものと解されるし、事業規模や形態の如何は問わない。

「事業のために」とは、事業の用に供するために行うものが該当する。

(2)「個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除く。）」

事業を行っていない個人については、本法において当然に「事業のためにでもなく、事業としてでもなく」契約の当事者となる「消費者」と考えられるが、個人事業者については、「事業者」として契約の当事者となる場合も、「消費者」として契約の当事者となる場合もある。したがって、本法においては個人事業者が「事業のためにでもなく、又は事業としてでもなく」契約の当事者となる場合には「消費者」として取り扱うことが妥当である。

例えば、個人事業者が当該事業のためにパソコンを購入したが、同時に個人の趣味としてそのパソコンを使用するというように、「事業のために」契約の当事者となるか、それとも「事業のためではない目的のために」契約の当事者となるかの判断を一概に決めることができない場合がある。この場合は、個々の具体的契約に即して、「事業のために」契約の当事者となるかどうかを判断することになる。

その場合の判断をするための考え方としては、まず、

ア 契約締結の段階で、該当事項が目的を達成するためになされたものであることの客観的、外形的基準（例：名目等）があるかどうかで判断し、

イ アのみで判断することにつき現実的に困難がある場合は、物理的、実質的（例：時間等）基準に従い、該当事項が主として（例：上記のパソコン購入の例の場合、使用時間のうち、その2分の1以上を事業のために使用しているか等）目的を達

成するためになされたものであるかどうかで判断する、ということが考えられる。

個人が「消費者」か「事業者」かについて判断がつかない場合

事業者は、個人と契約を締結しようとする際にその相手方である個人が事業としてまたは事業のために契約の当事者となっているかどうかについて判断することが困難である場合がある。

すなわち契約時において、契約相手の個人が「事業として又は事業のために」当該契約を締結することが、契約時の名目や契約相手の個人の言動からは判断できず、また、契約相手の個人の事業についての情報もないような場合には、当該事業者にとって判断することは困難であると思われる。

しかし、本法は直接的には裁判規範となる民事ルールであるため、究極的な判断は裁判官があらゆる客観的事実を勘案して判断することとなるし、当該個人が「消費者」として当該契約を締結したことについても、その立証責任は民事訴訟法に従い、当該争いにおいて消費者契約法の適用があることを主張する個人がすることとなる。

用途の変更

当初、個人利用として締結した契約内容を、ある期間経過後、事業のために利用した場合の本法の適用の有無は、契約内容に連続性があれば、契約当初における利用目的によって判断される。

したがって、具体例に則して考えると、インターネット契約を当初個人が個人利用としてインターネット事業者との間で締結し、当該個人が半年後通信販売事業を開始した場合、通信販売事業を開始した時点において、当該契約の取消しや変更がなく当初の契約が続いていれば、当該契約については消費者契約となる。

(3)法人

法人とは、自然人以外で、法律上の権利義務の主体となることを認められているものとされている。国・県・市・町・村のような公法人、特別法による特殊法人、民法第34条に規定されている公益法人、商法上の株式会社のような営利法人、協同組合のように個別法に根拠をもつ法人、特定非営利活動促進法人等に分類される。宗教法人や労働組合法第11条に基づく労働組合もこれに含まれる。

なお、行政主体が一方当事者となる場合は、行政法学上、下記のような類型の行政においては、「契約」による法律関係が存在すると考えられている。

調達行政

行政処分（課税、土地収用等）によることもあるが、土地の任意買収、普通財産の売却の場合等は、民法上の「契約」と解される。

給付行政

- ア 任意の人からの要求に応じて行政主体がサービスを提供する場合（郵便・郵便貯金、簡易生命保険、水道利用関係等）は、民法上の「契約」と解される。
- イ 行政主体が一定の要件を満たす私人に財やサービスを提供する場合（国立学校の入学許可等）には、受給資格の認定は行政処分によって行われるが、実際の財やサービスのやりとりは契約に基づいて行われ、特則のないかぎり、民法上の「契約」とであると解することも可能である。（注）

(注) 行政処分に続けて、あるいは行政処分と同時に、行政主体と受給者との間で契約が締結されるという考え方(2段階説)

なお、規制行政(運転免許証の交付、旅券の発行等)、公証行政(登記、戸籍、住民票の記載、写しの交付等)については、行政庁の公権力の行使、すなわち「行政処分」と考えられている。こうした分野は、行政手続法により規律されるべきものであり、「契約」に基づく法律関係とは考えられていない。

このほか、行政主体が物を万人の利用できる状態に置き(公用開始)、万人がこの物(公共用物)を利用する場合(公共用物の一般使用)や、公益的観点から、私人がサービスを受ける義務を負い、この義務に基づいて行政主体から給付を受ける場合(公立小中学校の在学関係、下水道の利用等)についても、通常は、「契約」に基づくものとは考えられていない。

(4)「その他の団体」

「その他の団体」には、民法上の組合(民法第667条~第688条)をはじめ、法人格を有しない社団または財団が含まれる。各種の親善、社交等を目的とする団体、P.T.A、学会、同窓会や法人となることが可能であるがその手続を経ない各種の団体がこれに含まれる。法人格を有しない場合のマンション管理組合もこれに含まれる。

[4] 第 2 条第 3 項

3 この法律において「電磁的方法」とは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。

1 . 趣旨

本項は、本法が対象とする契約締結手法の外縁を定めるものである。その上で、第 3 条及び第 4 条に規定する措置のそれぞれの趣旨に照らして本法が適用の対象とする契約について、本条第 2 項及び第 4 項においてその外縁に限定を加えることとしている。具体的には、本項で規定する電磁的方法を用いた契約のうち、第 3 条に規定する民法第 9 5 条ただし書の特例措置の適用対象となる契約については、本条第 2 項で更に外縁を画すこととし、第 4 条に規定する民法第 5 2 6 条第 1 項等の特例措置の適用対象となる契約については、本条第 4 項で更に外縁を画すこととしている。

2 . 解釈

「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」

電話回線を利用する従来の電話対電話、テレックス、ファクシミリ、専用回線使用型 E D I、無線、インターネットを利用した電子的な方法(電子メールやウェブ等のアプリケーション・プロトコルの別を問わない。)を含む広い概念である。

[5] 第 2 条第 4 項

4 この法律において「電子承諾通知」とは、契約の申込みに対する承諾の通知であって、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。）と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。

1 . 趣旨

本項は、第 4 条に規定する、民法第 5 2 6 条第 1 項及び第 5 2 7 条の特例措置の対象となる電子承諾通知を定義する規定である。第 4 条は、インターネットの利用が普及し、電子メールやウェブサイトを利用した取引が一般的に行われるようになったことにかんがみ、承諾の通知が電子的な方法により行われる場合について、その特質に対応した特例を規定しようとするものである。このため、電子承諾通知を定義するに当たっては、その特性に即した要件を設定することとしている。

2 . 解釈

第 4 条による民法の特例措置は、「電子承諾通知」の伝達の即時性（承諾の通知が電子的な方法によって発せられた場合に、契約の成立時期を承諾の到達の時に変更すべき理由としては、その通知が相手方に即時に到達するという点が第一に掲げられる。）等に注目して講じられるものであることから、電子メールや、ウェブサイト上での入力及び送受信等インターネットを利用した情報通信手段に限らず、ファクシミリ、テレックス、電話等も対象となる。（注）

（注）契約の成立時期については、国際的に見て到達主義が支配的であるなか、発信主義を原則として採用している英米においても、承諾の通知が即時性のある手段で行われる場合については、到達主義を採用することとしているところである。到達主義への修正が行われる範囲は、英国においては、その変更が 1 9 5 5 年の判例により行われたものであったこともあり、テレックス等の伝統的な手段を含んでおり（同判例は、テレックスが利用された場合に関するもの。）、米国においても、電話、ファクシミリ、インターネット等のあらゆる電磁的方式により承諾が行われた場合が対象とされている（UETA OFFICIAL COMMENT(1) : "Information processing systems, computer equipment and programs, electronic data interchange, electronic mail, voice mail(2), facsimile, telex, telecopying, scanning, and similar technologies all qualify as electronic under this act.")(したがって、英米において、到達主義への変更が行われる範囲は、下記表の電子的な方式の分類に一致している。)。仮に、電話やファクシミリ等の電話回線利用型の通信手段を本法の適用対象から除外した場合には、主要国においては、我が国の

みが異なる制度を採用していることとなる可能性があった。

- (1) UCC 2000年ドラフトにおいては、「電子的」の定義は、UETAの規定によることとされている（同ドラフト中"electronic"の定義規定（SECTION 2-102. (a) (16)）に関するOFFICIAL COMMENT:"The electronic contracting provisions, including the definitions of "electronic," "electronic agent," "record," "electronic record," "information processing system," and certain the electronic aspects of "receive" are based on the provisions of the Uniform Electronic Transactions Act."）
- (2) voice mailとは留守番電話機能を言う。ロングマン現代アメリカ英英辞典では "a system in which people can leave recorded messages for someone who does not answer their telephone" と定義されている。

(1) 「契約の申込みに対する承諾の通知であって、電磁的方法のうち契約の申込みに対する承諾をしようとする者が使用する電子計算機等（電子計算機、ファクシミリ装置、テレックス又は電話機をいう。以下同じ。）と当該契約の申込みをした者が使用する電子計算機等」

上記趣旨を踏まえ、電子承諾通知の定義に当たっては、契約の当事者が意思表示に関する情報の伝達に電子計算機、電話機（CPUを内蔵していない磁気テープ式の留守番電話を含む。）ファクシミリ等の情報通信機器を利用するものと規定している。

(2) 「とを接続する電気通信回線を通じて送信する方法により行うものをいう。」

また、両当事者の使用に係る情報通信機器間の情報伝達が有線、無線の伝送路及び他の電子計算機等のみを通過する方式によって行われるもの全てを含むものと規定している。したがって、情報が記録された媒体が人等によって運搬される場合は電子承諾通知に含まれない。

第4条において、本法の対象となる電子承諾通知については、「隔地者間の契約」との限定がさらに付されている。

契約の成立時期を変更する対象となるのは、承諾の通知が隔地者に対して電磁的方法により発出される場合である。民法には、「隔地者」の定義に関する規定はないが、一般に「対話者間」以外の場合が「隔地者間」とされている（我妻榮・新訂民法総則（民法講義）（岩波書店）147頁。なお、商法第507条及び第508条第1項参照。）。対話者間の契約とは、「申込みに対する応答が直ちになされる」場合であるとされている（内田貴・民法〔第

2版〕補訂版（東京大学出版会）40頁）。

例えば、表意者と相手方の双方が電話機を用いる場合において、双方が現に電話機を用いて対話をしている場合は、相手方の応答が直ちに期待できるので対話者間における意思表示となるが、相手方の留守番電話機にメッセージを録音するような場合は、相手方の応答が直ちには期待できないので、隔地者に対する意思表示となる。この整理は、意思表示に係る情報が文字データとしてファクシミリやテレックスで送信される場合（ファクシミリやテレックスによる送信については、隔地者に対する意思表示であることが明らかであるものと考えられる。）との比較で考えても、文字データが音声データとして記録されている点が違うにすぎないので、整合的であると考えられる。また、表意者と相手方の双方がパソコンを用いる場合において、チャット等のインスタントメッセージの交換をして対話をしている場合は、相手方の応答が直ちに期待できるので、対話者間における意思表示といえるが、相手方に電子メールを発する場合は、相手方の応答が直ちに期待できないので、隔地者に対する意思表示となる。

したがって、隔地者に対する意思表示が電子的な方法により発せられる場合とは、下記表中、電子的な方法により意思表示が行われる場合と隔地者に対して意思表示が行われる場合の重なった部分（太線で囲まれた部分）が、その範囲となる。

（表）

	対話者間		隔地者間
電子的でない方法	・対面		・郵便・電報・レタックス ・私書箱宛て郵便
電子的な方法	電話回線利用型	・電話対電話	・留守番電話録音 ・ファクシミリ ・テレックス ・専用回線使用型 E D I
	インターネット	・インスタントメッセージ ・チャット ・インターネット電話	・電子メール（ISP, 企業等） ・iモードメール ・インターネット使用型 E D I

（注）承諾の通知が電磁的方法により発せられる場合としては、電子メールが利用される場合のように、表意者のパソコンと相手方のサーバー等のコンピュータ同士が接続される場合や、従来型のファクシミリが利用される場合のように同じ種類の機器同士が接続される場合のほか、パソコンから直接相手方のファクシミリへ情報を送信する場合、ファクシミリで送信した情報が直接相手方のパソコンの画面に表示される場合、通常の電話で話したメッセージが相手方のパソコン中に記録される場合、テレックスにより送信された情報

を相手方のパソコンが受信し記録する場合等、種類の異なる機器同士が接続されて情報が送信される場合がある。

[6] 第 3 条 (電子消費者契約に関する民法の特例)

(電子消費者契約に関する民法の特例)

第三条 民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む。以下同じ。)が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。

- 一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。
- 二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。

1 . 趣旨

近年の電子商取引の拡大等に伴い、インターネットを利用して契約締結等を行うに当たり、消費者がパソコンに付随するマウスのクリックを誤るなどの操作ミスによって、契約する意思を有しないのに誤った申込みをしたり、商品等の契約内容について入力・選択ミスをしたまま申込みをしてしまう、といったトラブルが急増するようになった。これについての新聞報道等を通じて社会的な関心も高まるとともに、消費者相談の現場を始めとして消費者の保護を求める要望が高まってきた。

電子商取引は場所や時間に制約なく、簡便・迅速な取引を行うことができるものであるため、消費者にとっては非常に大きなメリットをもたらすものである一方で、実際には、諸外国に比べて多くの消費者が電子商取引に不安を感じている、との報告もなされている。

このため、上記のトラブルに対応した措置を講ずることによって、操作ミスによるトラブルの迅速かつ適切な処理を図るとともに、今後電子商取引に参加しようとする消費者の不安感の払拭を図り、全ての消費者が等しく電子商取引のメリットを享受できる環境を整備することが必要となっている。

操作ミスに関するトラブルは、電子計算機を使用すること(容易に意思表示をすることが可能である反面、操作ミスが起きやすい)、事業者が設定した手続きに従って申込みをしなければならないことといった、電子的な方法による契約締結の特殊性に由来するものである。そして、このようなトラブルは電子商取引の成長に伴って、引き続き増大すると見込まれる。さらに今後、電子商取引に参加する消費者が、いわば、情報リテラシーの高い消費者から、一般的な消費者へと拡大するにつれ、トラブルは加速的に増大するも

のと懸念される。

こうした操作ミスを起こした消費者の民事的な救済については、民法第95条が適用されることとなる。ところが、同条に規定する錯誤無効が認められるためには、「表意者（この場合は消費者）二重大ナル過失」がないことが求められ、消費者側が操作ミスによって意図しない申込みをしたとして意思表示の錯誤無効を主張したとしても、事業者からそれは消費者の重大な過失によるものであるとの反論を受けることになり、重過失の有無を巡って紛争がなかなか決着しないということになりかねない。

そこで、本法第3条においては、電子契約は一般の消費者が通常の注意を払ってもミスをしやすい特性を有することにかんがみ、B to Cの取引においては、事業者による確認措置の提供がなかった場合等について、取引の安全を保護する民法第95条ただし書の規定を適用しない措置を講ずることとした。

なお、本条は、「消費者が行う」申込み等について要素の錯誤があった場合の民法の特例措置を定めるものであって、事業者の申込み等について要素の錯誤があった場合に本条が適用されることにはならない。また、立法趣旨に照らせば、本条は強行規定であると解される。

(1)民法第95条の原則

意思表示については、法律行為の要素に錯誤が存するときは無効とするのが民法第95条の原則である。しかしながら、同条ただし書は、当事者間の利益の衡平の確保及び取引の安全の要請から、表意者に重大な過失がある場合には無効を主張することができないと規定している（主張・立証責任は意思表示の相手方が負担する。）。

「本条が表意者に「重大ナル過失」があるときには表意者自ら無効を主張することができないとしたのは、このような場合にまで相手方の犠牲の下に表意者を保護すべきではないからである。」（『注釈民法(3)』（有斐閣）200頁〔川井健執筆部分〕）

(2)電子消費者契約の特性と民法第95条ただし書との関係

民法第95条ただし書は、電子商取引においても適用されるものであるが、電子消費者契約においては、以下の理由から、特例措置を設けることが必要である。

電子消費者契約の場合は、事業者が予め用意した電子計算機の映像面に表示する手順に従って、消費者が自己の使用する電子計算機上の映像面を介して、申込みアイコンをクリックし、又は氏名、住所、数量等の契約内容を入力・送信することによって契約の申込み等の意思表示がなされる。

この結果、事業者側の意思表示が事前に十分な検討を加えた定型的な文言によって構成されるのに対し、消費者側の意思表示は、電子計算機への一方的入力という形態

をとり、書面や口頭等の通常の方法で契約を締結する場合と比較して、消費者側のみ電子計算機の操作ミスによるいわゆる講学上の表示上の錯誤が生じる蓋然性が相当高いものとなっている。

このように、通常の方法によって締結される契約に比べ、電子消費者契約は、操作ミスによる表示上の錯誤を起こしやすい構造的な特性を有している一方で、事業者はこのような消費者の錯誤を防止するために消費者の意思の確認を求める措置を容易に講じることができることから、このような場合に民法第95条ただし書を適用すると、契約当事者間の衡平を著しく失すおそれがある。

また、上記のような電子消費者契約の締結過程における構造的特性や事業者が消費者の意思の確認を求める措置を講じることが容易であることからすれば、当該確認措置を講じることにより、消費者の操作ミスを事前に防止することを怠っていた場合は、消費者の錯誤を理由とする意思表示の無効の主張に対して、重大な過失があるとの反論を許さないこととしても、取引の安全を不当に害することはないと考えられる。

そこで、電子消費者契約においては、当事者間の衡平の見地から、民法第95条ただし書を原則として適用しないこととした上で、事業者が消費者に対して契約の申込み等を行う意思の有無及び内容について確認を求める措置を講じた場合並びに消費者が当該措置を要しない旨の意思を表明した場合には、原則どおり、同条ただし書を適用することとしている。

これは、電子消費者契約については、民法第95条ただし書を適用するための要件が加重される（確認措置を講じた場合等に限り、同条ただし書が適用される。）という意味を有する規定である。

2. 解釈

- (1)「民法第九十五条ただし書の規定は、消費者が行う電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示について、その電子消費者契約の要素に錯誤があった場合であって、当該錯誤が次のいずれかに該当するときは、適用しない。」

電子消費者契約においては、書面等の通常の方法によって契約を締結する場合と異なって、操作ミスに起因する錯誤が生じやすいことに着目して、本条による特例措置を講ずるものであり、その場合の錯誤の対象は、講学上の「表示上の錯誤」に該当するものを念頭においている。具体的には、意図しない申込み等（例えば、全く申込みを行う意思がないにもかかわらず、

操作を誤って申込みを行ってしまったような場合) 意図と異なる内容の申込み等(例えば、操作を誤って申込みの内容を入力してしまったにもかかわらず、それを訂正しないままに内心の意思と異なる内容の申込みであると表示から推断される表示行為を行ってしまったような場合)という錯誤類型を対象としている(4)参照)。

このため、本条は、適用対象につき、柱書きにおいて、民法第95条にいう「法律行為ノ要素ノ錯誤」に該当するものに限定を付した上で、本条各号でそれをさらに具体的に限定することとしている。なお、錯誤については、これまでも個別事例に即して裁判所の判断が示され、あるいは学説上様々な議論の対象となってきたところであるが、本条は、民法第95条の現行の解釈を何ら変更するものではない。たとえ電子消費者契約であっても、法律行為の要素の錯誤か否かの認定は、個々の事例に応じ裁判所において最終的な判断がなされることになる。

() 講学上の錯誤の概念

錯誤は、講学上以下のような類型に分類されている。

ア) 表示行為の錯誤

- 1) 表示上の錯誤 ex.ドルとポンドを書き間違える
- 2) 表示行為の意味に関する錯誤(内容の錯誤とも呼ばれる。) ex.ドルとポンドの意味を誤解している

イ) 動機の錯誤

(内田・前掲書65頁参照)

- (2)「ただし、当該電子消費者契約の相手方である事業者(その委託を受けた者を含む。以下同じ。)が、当該申込み又はその承諾の意思表示に際して、電磁的方法によりその映像面を介して、その消費者の申込み若しくはその承諾の意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置を講じた場合」

事業者が消費者の意思の確認を求める措置を講じた場合には、消費者において通常の注意を払えば操作ミス回避することが可能であり、操作ミスによる錯誤が発生しやすいことを前提とした電子消費者契約固有の規律を適用する必要は乏しいと考えられる。そこで、事業者がこのような措置を講じた場合には、民法第95条の原則に戻り、同条ただし書を適用することとしている。

今回の措置の対象となる消費者の錯誤は、意思表示を行う意思が全くないにも関わらず、操作を誤って意思表示を行ってしまう類型、操作を誤っ

て意思表示の内容を入力してしまい、意思と異なる内容の意思表示を行ってしまう類型、に分類できる（後述(4)参照）。こうした表示上の錯誤を防止するために効果的な確認措置の具体的な例としては、それぞれ以下のようなものを挙げることができる。

イ．送信ボタンが存在する同じ画面上に意思表示の内容を明示し、そのボタンをクリックすることで意思表示となることを消費者が明らかに確認できる画面を設置すること

ロ．最終的な意思表示となる送信ボタンを押す前に、申込みの内容を表示し、そこで訂正する機会を与える画面を設置すること

意思の有無とは、上記錯誤類型ごとにいえば、「意思表示を行う」意思の有無（意思表示をする意思を有するか、そもそも意思表示をする意思を有しないか）、「ある内容の意思表示を行う」意思の有無（電子計算機に入力したAという内容の意思表示を行う意思があるか、それとも、それとは異なるBという内容の意思表示をする意思があるか）のことを意味するが、上記のような典型的確認措置の要素に着目して、これを、消費者が申込み又は承諾をする際に、申込み又は承諾を行う意思の有無を確認する措置と規定している。

なお、これらの確認措置は、消費者の「意思表示を行う意思の有無について確認を求める措置」、すなわち、申込みを行う意思の有無及び入力した契約内容をもって申し込む意思の有無について、消費者に実質的に確認を求めていると判断し得る措置になっていなければならない。

「その委託を受けた者」とは、サイバーモールなどの管理者等のサイバーモールに出店した事業者の委託を受けて当該事業者にとって消費者に対して意思の確認のための措置を講じる者をいう（第2条第1項参照）。

(3)「又はその消費者から当該事業者に対して当該措置を講ずる必要がない旨の意思の表明があった場合は、この限りでない。」

電子消費者契約の締結に当たっては、確認措置の要否を消費者の選択に委ね、電子消費者契約の締結に慣れた消費者の便宜を図ることとしている事業者も存在する。

こうした事業者からの選択の提示に対して、消費者が自ら当該措置を要しない旨の意思を表明した場合には、当事者の利益関係を考慮し、本条本文の例外として、民法第95条ただし書を適用することとしている。

「意思の表明」とは、消費者がその自主的な判断により、自ら積極的に確認措置の提供が必要でないことを事業者に明らかにすると趣旨であり、消費者が確認措置を要しないとは望んでいないにもかかわらず、事業者によってそれに同意するよう強制されたり、意図的に誘導されたりしたような場合は、ここでいう消費者の意思の表明には当たらない。例えば、「確認措置を

必要としない旨表明いたします」というボタンをクリックしなければ商品を購入できないような画面構成としているような場合であれば、たとえ消費者がそのボタンをクリックしてもその行為は消費者の意思の表明には当たらない。要するに、各別かつ明示の方法により、消費者側の主体的意思が形成され、確認措置を不要とする意思の表明がされるものでなければならない。なお、意思の表明の有無については、事業者が主張・立証責任を負担する。

同旨の規定として、金融商品の販売等に関する法律第3条がある。

金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）

第三条 金融商品販売業者等は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、次に掲げる事項（以下「重要事項」という。）について説明をしなければならない。

（略）

4 第一項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

（略）

二 重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があった場合

- (4)「一 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該事業者との間で電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を行う意思がなかったとき。
二 消費者がその使用する電子計算機を用いて送信した時に当該電子消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示と異なる内容の意思表示を行う意思があったとき。」

前述のとおり、本条による特例措置の対象となる錯誤は、消費者がその使用する電子計算機を用いて送信することによって申込み等を行った時点で、消費者の内心的効果意思と表示上の効果意思との間に以下のような不一致が発生している場合が対象となっている。

当該申込み等を行う内心的効果意思を有していなかった場合（具体的には、全く申込み等を行う内心的効果意思がないにも関わらず、操作を誤って表示から申込み等と推断される表示行為を行ってしまった場合をいう。）

当該申込み等とは異なる内容の申込み等を行う内心的効果意思を有していた場合（具体的には、電子計算機の手操作を誤って、自己の内心的効果意思とは異なる申込み等の内容を入力してしまい、表示から当該内容の申込み等と推断される表示行為を行ってしまった場合をいう。）

なお、インターネット通販においては、同じ商品を誤って複数申し込んで

しまう、いわゆる「重複発注」のトラブルがよく発生する。本法は、消費者の操作ミスによる誤った申込み等の意思表示について民法95条の特例措置を設けるものであるが、このような「重複発注」についての適用関係がどのようになるのか、との問題がある。

「重複発注」は様々な原因によって発生するものと考えられる。例えば、いわゆる「ダブルクリック」のように、操作を誤って申込み等を行うことにより、重複発注を行ってしまう、通信回線が混雑しており、画面がなかなか切り替わらず何度か申込み等を行ってしまう、申込み等を行った後に不安になって何度か申込み等を行ってしまったたり、別の事業者と契約を締結してしまう、のような様々なケースが想定される。これらが本法が対象とする要素の錯誤に該当するか否かについては、最終的には個々の事情に応じて裁判所が判断をすることとなるが、は操作ミスによる錯誤であるため、本条第1号の場合にあたるものと解されるが、については、講学上の「動機の錯誤」に該当するケースもあるものと考えられることから、個々の事情に応じて判断が分かれることになると考えられる（特にのケースに関しては、仮に事業者が適切な確認措置を講じていたとしても、事業者からの承諾の通知が到達するまでの間に消費者が不安になって複数の申込みをしてしまう場合がありうるが、これは要素の錯誤と認定されない可能性が高い。本法により電子契約については到達主義が採用されることとなるため、承諾の通知が到達しない場合に生じるリスクから消費者は解放されることになり、承諾の通知が到達するまでの間に契約の申込みを取り消すことができるようになる。）

[7] 第 4 条 (電子承諾通知に関する民法の特例)

(電子承諾通知に関する民法の特例)

第四条 民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。

1 . 趣旨

民法第 9 7 条第 1 項では、隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずるとしている (到達主義) 。ところが、同法第 5 2 6 条第 1 項は、隔地者間の契約は、承諾の通知を発した時に成立するものとしている (発信主義) 。これは、「隔地者間においては、承諾の通知が到達するまでにある程度の時間を要する」という技術的な制約を前提にした上で、承諾の通知が発信されればその時点で契約が成立することを認め、迅速な取引の成立を図ろうとしたものであるといわれている (1) 。

ところが、今日のような I T 社会になると、電子メール等の電子的な方式による隔地者間の契約の申込みやそれに対する承諾の通知はほとんど瞬時に相手方に到達してしまう。このような新たな情報社会の実態を踏まえれば、特に電子的な方式による隔地者間の契約の成立時期について、民法第 9 7 条第 1 項の原則を修正して発信主義を採用しつづけるといふ必然性がなくなったと評価すべきである。事実、国際的にみても、このような電子的な方式による場合における隔地者間の契約の成立時期については到達主義を採用する国がほとんどである (2) 。このため、本法においては、隔地者間の契約において契約の承諾の通知が電子的な方式で行われる場合 (電子承諾通知) には、契約の成立時期について発信主義を採用した民法 5 2 6 条第 1 項を適用しないこととし、併せて、発信主義をとることを前提とした規定である同法第 5 2 7 条 1 項をも適用しないという措置を講じたものである。

(1) 民法第 5 2 6 条第 1 項についてはその起草段階において起草者の間で激しい論争が展開されたが、結局、郵便等による承諾者の通知が申込者に到達するまでに時間を要することにかんがみ、迅速を尊ぶ商取引において、申込者が契約の成立と不成立の両者に備えておかなければならないというデメリットよりも、承諾の通知発出後直ちに承諾者が契約の履行の準備に入ることができるメリットを優先し、同法第 9 7 条第 1 項の到達主義の原則を修正したものである。この結果、承諾の通知が到達しなかった場合のリスクを申込者が負うことになっている。

(2) 隔地者間の契約の成立時期については、大陸法の国では到達主義、英米法の国では発信主義とされてきたところである (英国 : Adams v Lindsell 事件、米国 : Restatement 2d 63) 。我が国の民法は大陸法系であるが、隔地者間の契約の成立時期に関しては、起草者の間での激しい議論の結果として、英米法と同様に発信主義が採用されている。しかし、英国では、テレックス等は即時に到達する手段

であり、承諾者による通知の不到達の認知や是正措置も容易であることを理由として、到達主義への修正が行われている（Entres Ltd. v Miles Far East Corp.事件）。米国でも、承諾の通知が電子的な方法で発せられる場合には、UCITA（統一コンピュータ情報取引法）で情報財の取引を到達主義とし（§ 203(4)(A)）、UCC（統一民商法典）の2000年草案で売買契約一般についても到達主義とする（§ 2-204(d)(3)）等、到達主義への転換が進められている。このため、電子的な方法による隔地者間の契約の成立時期について発信主義を採用する国は、主要国では我が国のみとなりつつあった。

- ・ Adams v Lindsell事件：申込者が承諾者にあてて、フリースを売りたい旨、期限を定めて申込みの通知を発信したが、申込者が宛先を間違えたため、申込みが遅れて承諾者に到達した。承諾者はその日の内（申込み期限内）に承諾の通知を発信したが、その到達は承諾期限の2日後であった。申込者はその間にフリースを他の者へ売ってしまった。承諾者は契約の成立を主張して提訴、裁判所は承諾の発信により契約が成立するとして、承諾者の主張を認容。
- ・ Restatement 2d 63：「申込みが別段の要求をしていない限り、(a)申込みにおいて求められた方式及び手段によりされた承諾は、承諾者の所持を離れると同時に、申込者に到達すると否とを問わず、有効となり、相互意思の合致を完成させる。（以下略）」
- ・ Entres Ltd. v Miles Far East Corp.事件：ロンドンに居住する申込者とニューヨークに居住する承諾者がテレックスの交換によって契約を締結した事例において、ニューヨークに居住する承諾者は、承諾の発信により契約が成立しているとして、契約の成立地であるニューヨークに裁判管轄がある旨主張し、英国に居住する申込者は、英国の裁判管轄権を主張。裁判所は、テレックスのように到達に即時性がある手段により交わされる契約は、承諾の通知の到達の時に成立するとして、契約の成立地を承諾の到達地であるロンドンとし、英国の裁判管轄権を認めた。
- ・ UCITA § 203(4)(A)：「他に明確に文言又は状況により示されていない限り、電子的にされた申込みが電子的な回報を想起するものであるときは、契約は承諾が受領されたときに成立する。」
- ・ UCC 2000年草案 § 2-204(d)(3)：「(略)申込みが電子的記録による回報を想起させるものであるときは、契約は(略)承諾としての電子的な記録が受領されたときに成立する。」

2. 解釈

(1) 「民法第五百二十六条第一項及び第五百二十七条の規定は、」

民法第527条は、承諾期間の定めのない申込みがされた場合において、申込みの取消し（撤回）の通知が、承諾の通知の発出後に承諾者に到達した場合の取扱いを定める規定である。同条第1項は、承諾の通知の発出時点で契約が成立することを前提に、申込みの取消しの通知が承諾の通知の発出後に延着した場合における承諾者の通知義務を規定しており、同条第2項によって、承諾者が当該通知を怠った場合には、契約は成立しなかった

ものとみなされる。これは、発信主義の採用によって、申込みの取消しの通知が延着した場合に発生するリスクが申込者に偏在することになるため、承諾者に当該延着の通知義務を課すことによって、両者のリスク配分を調整する趣旨で設けられている。

しかしながら、民法第526条第1項の適用がない電子承諾通知がされる場合においては、契約が成立するか否かは、承諾の通知の到達と申込みの取消しの通知の到達の先後により決せられることになる。すなわち、双方当事者がそれぞれ知ることのできない通知の到達時期が契約成立の判断基準となり、申込者と承諾者の双方が延着のリスクをそれぞれ負担することになる。したがって、民法第527条による通知義務を承諾者に課す意義はなくなるものと評価され、電子承諾通知においては、同条の適用を排除することとした。

契約の成立時期について関連する規定は他にも存在するが、以下に示すとおり、立法上の手当は不要であるため、特段の措置を講ずることはしていない。

- ・ 承諾の通知の到達を前提としているため、手当は不要。
民法第521条第2項（承諾期間の定めのある申込み）、民法第522条（承諾延着とその通知）、民法第523条（遅延した承諾の効力）
- ・ 申込みに関する規定であるため、手当は不要。
民法第524条（承諾期間の定めのない申込み）、民法第525条（申込者の死亡、能力喪失）
- ・ 承諾の通知を要しない場合の規定であるため、手当は不要。
民法第526条第2項（いわゆる意思実現による契約成立）
- ・ 対話者間の契約に関する規定であるため、手当は不要。
商法第507条（対話者間の申込みの効力）
- ・ 承諾の通知の発信時点が問題になる規定であるため、手当は不要。
商法第508条（隔地者間の申込みの効力）、商法第509条（諾否通知義務）

(2)「隔地者間の契約において電子承諾通知を発する場合については、適用しない。」

[5]第2条第4項の「2 解釈」(2)中の注釈を参照。

電子承諾通知の到達時期について

本法は、契約の成立時期について、隔地者間の契約における電子承諾通知に限り民法の発信主義を修正して到達主義とする措置を講じるだけで、電子承諾通知の到達時点について特段の措置を講じるものではない。したがって、具体的な到達時点については、民法第97条第1項の原則に立ち返り、その解釈に委ねられることになる。

判例・通説によれば、意思表示の「到達」とは、相手方が意思表示を了知し得べき客観的状态を生じたことを意味するとされている。すなわち、「到達」したとされるためには、例えば、郵便物が郵便箱に入れられたり、同居人がこれを受領するなど意思表示を記載した書面が相手方の勢力範囲（支配圏）内に置かれることをもって足りるとされているのである（したがって、相手方が現実に意思表示を受領し、又はこれを了知することまでは要求されていない。）

これを具体的に電子承諾通知についてあてはめると、相手方が通知に係る情報を記録した電磁的記録にアクセス可能となった時点をもって到達したものと解される。そして、この「アクセス可能になった時点」とは、例えば、電子メールにより通知が送信された場合については、通知に係る情報が相手方の使用に係る又は相手方の使用したメールサーバーに記録にされた時と解される。もっとも、その際に、メールサーバーの故障等の特別な事情があった場合には、最終的には、個々の事例に応じて、裁判所が判断することとなる。

なお、既存の行政法規において、書面でされるべき意思表示等が電磁的方法により発せられた場合の到達時期に関し、みなし規定又は推定規定を置くものがある。これらは書面の交付等の時点が当該法律上の他の規定において何らかの法的効果発生の基準時となっている場合や、当該書面の提出後、一定期間内に何らかの措置をとることが義務付けられている場合であって、法的効果の発生時期や期間の始期が不明確なままだと弊害が大きいことを踏まえて設けられている規定である。したがって、本法のような一般的な私法上の意思表示の通知の到達時期に関する規定とは次元を異にしており、本法において到達時期に関する規定を置く必要はないと考えられる。

到達時期については、基本的には、例えば、以下のように判断できると考えられる（ただし、実際は諸々の事情を考慮する必要があるため、必ずしも以下のような結論になるとは限らない。）

(1)到達時期についての整理

相手方が意思表示を受領するために使用する情報通信機器を電話番号、ファクス番号、メールアドレス等により指定していた場合（相手方が受領する情報通信機器を指定してはいないが、その種類の取引に関する意思表示の受領先として、相手方が通常使用していると信じるのが合理的である情報通信機器が存在する場合も含む。）
意思表示に係る情報とその情報通信機器（電話機、ファクシミリ、メールサーバー等）に記録されたとき。

以外の場合

宛先とした情報通信機器に記録されただけでは足りず、相手方がその情報通信機器から情報を引き出して（内容を了知する必要はない。）はじめて到達の効果が生じるものとするのが相当である。

(2)その他の考慮事情について

文字化け等情報が通常了知可能な方式により記録されない場合

相手方に復号の方法を教えないで暗号化された文書を送付した場合に例えることができ、到達していないと判断できる。

相手方のメールサーバー等が故障していた場合

家屋の建替えのために転居していたために配達できない場合に例えることができ、到達していないと判断できる。

システムの障害や災害発生等により一旦相手方のサーバー等に記録された情報が消失した場合

一度配達された文書が台風のために紛失した場合に例えることができ、到達したと判断できる。

[8] 附則第 1 条

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

1 . 趣旨

本法の施行期日を定めている。

2 . 解釈

公布の日から 6 か月を越えない範囲内で本法を施行することとしている。

今回の措置は、消費者保護等の観点から一刻も早い施行が望ましい一方、本法第 3 条において、消費者の錯誤の主張に対し、事業者が重過失を主張するための要件として確認措置を講じたことを要求するとともに、第 4 条において、隔地者間の契約の成立時期が変更されるため、事業者を始めとした関係者への周知徹底期間及び準備期間が必要であり、一定の期間において法施行を行うこととしている。なお、公布日は平成 1 3 年 6 月 2 9 日である。

[9] 附則第 2 条

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にその申込み又はその承諾の意思表示を行った電子消費者契約については、なお従前の例による。

趣旨・解釈

本法施行前に申込み等の意思表示が行われた電子消費者契約については、本法の適用対象とはならない旨定めている。本法施行前に申込み等の意思表示が行われた電子消費者契約については、本法は適用されず、民法 95 条ただし書が適用されることになる。

[1 0] 附則第 3 条

第三条 この法律の施行前に隔地者間の契約において発した電子承諾通知については、なお従前の例による。

趣旨・解釈

施行日前に発した電子承諾通知については、本法の対象とはならない旨定めている。本法施行前に電子承諾通知が発せられた場合は、民法第 5 2 6 条第 1 項及び第 5 2 7 条が適用されることとなる。